

[事案 28-10] 損害賠償支払請求

・平成 28 年 10 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

担当者の誤説明により、満期保険金の受取日が遅れたことについて、損害賠償の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 11 月に契約した養老保険について、平成 27 年 11 月に満期を迎えたものの、満期保険金を受け取らずに据え置いた場合の金利や同保険金の請求書類に関し、保険会社担当者より誤った説明を受けたため、満期保険金の受取日が遅れたことについて、損失を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

当初、申立人を含む満期保険金受取人が、満期保険金の全額について一時金受取りを選択していたことから、仮に当社担当者が正しい説明を行っていたとしても、申立人は満期保険金の据置きを請求していなかったものと考えられるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、満期保険金請求時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。